## 農福連携ロゴマーク使用取扱要綱

制定 令和6年7月29日 み農第520号 (局長決裁)

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、農福連携ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の 取扱いに関し、必要な事項を定める。

## (用語の定義)

- 第2条 「農福連携」とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、農業経営の発展とと もに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現していく取組である。
- 2 この要綱におけるロゴマークのデザインは、別紙に定めるものとする。

## (使用目的)

第3条 ロゴマークは、横浜市における農福連携を広く内外に発信するために使用するものとする。

## (ロゴマークの使用対象者)

- 第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条の使用目的に基づく利用 をする者は、何人も使用することができる。
  - (1) 横浜市の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
  - (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
  - (3) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、事業者、団体、政党若しくは宗教団体を横浜市が支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 営利を目的として使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適当であると横浜市長(以下「市長」という。)が認めるとき。

## (使用申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、使用を開始する前までに「横浜市電子申請・届 出システム」又は「農福連携ロゴマーク使用申請書」(第1号様式)により、市長の承認を 受けなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合は、承認申請なくロゴマークを使用することができる。

- (1) 新聞社、テレビ局、出版社その他の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 横浜市の区局等が事業等で使用する場合
- (3) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (4) その他市長が適当と認める場合
- 2 前項の承認を受けようとする者は、申請の際に次の書類を添えて、市長へ提出しなければならない。
  - (1) ロゴマークの使用状況がわかる完成見本等

- (2) ロゴマークを商品等に使用する場合は、商品等の詳細(商品名、品目、販売場所等)が わかる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 ロゴマークの使用期間は、最長3年までとする。

## (使用承認)

- 第6条 市長は前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認める場合は、 「農福連携ロゴマーク使用承認通知書」(第2号様式)により、申請者に通知する。ただし、市 長は使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。
- 2 市長はロゴマークの使用が第4条各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとし、「農福連携ロゴマーク使用不承認通知書」(第3号様式)により、申請者に通知する。

## (承認の変更)

第7条 使用者は、ロゴマークの使用承認後、承認された内容について変更しようとするときは、 再度申請を行うものとする。ただし、イベントの延期等、やむを得ない事情による変更の場合は、横浜市に相談し、再申請の可否について確認することとする。

#### (承認の取消)

- 第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用承認を取り消すことができる。
  - (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明した場合
  - (2) 虚偽その他不正の手段により使用承認を受けた場合
  - (3) 正当な理由がなく、申請と異なる内容で使用した場合
  - (4) その他、市長が不適当と認めたとき
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、使用者に対し、「農福連携ロゴマーク使用承認取消通知書」(第4号様式)をもって通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する使用承認の取消により使用者に生じた損害については一切の責任 を負わない。

## (使用上の遵守事項)

- 第9条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 使用承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
  - (2) 農福連携ロゴマーク使用ガイドラインを遵守すること。
  - (3) ロゴマークのデータを譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
  - (5) 商標登録出願を行わないこと。
  - (6) 使用開始に先立ち、完成品の写真を提出すること。
- 2 ロゴマークの使用が認められた場合、次の各号に掲げる事項を了承して使用することとする。
  - (1) ロゴマークの使用は、申請者の責任の下で行うこと。
  - (2) ロゴマークの使用が認められる場合であっても、市長は、申請者や申請者の商品・サービス等について推奨や保証等を行うものではないこと。

#### (使用料)

第10条 ロゴマークの使用については、無償とする。

## (経費等の負担)

第11条 市長は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用に関わる経費又は役務を負担しない。

## (損害賠償等の責任)

第12条 市長は、ロゴマークを使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。 2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これ によって生じた一切の損害を横浜市に賠償しなければならない。

#### (権利)

第13条 ロゴマークに関する一切の権利は、横浜市に帰属する。

#### (管理)

第14条 ロゴマークの使用管理及びこの要綱に関する事務等については、みどり環境局農政推進 課が所管する。

## (情報の公開)

第15条 みどり環境局農政推進課は、広く利用促進を図る視点からロゴマークの使用承認の状況 等について公開することができる。

#### (雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別にみどり環境 局農政推進課が定めるものとする。

## 附則

## (施行期日)

この要綱は令和6年8月1日から施行する。

別紙(第2条第2項) 農福連携ロゴマークデザイン



# 農福連携ロゴマーク使用申請書

横浜市長

申請者 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者名)

農福連携ロゴマークの使用について、下記のとおり申請します。

使用目的	
使用方法	該当する使用方法にチェックを入れてください。 (複数回答可)
	□看板類 □パンフレット等配付印刷物 □映像 □ステッカー
	□その他( )
作成(配布)数	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用場所	
広報等への掲載	   □ □ □ □ 同意する □ □ □ 同意しない
について※1	
有償・無償	□有償(販売予定価格: 円) □無償
連絡先	(担当者)
	(電話番号)
	(メールアドレス※2)
ロゴマークの	
データ形式	□ jpeg形式 □ ai形式
添付書類	□使用状況がわかる完成見本等(写真や印刷原稿等)
	※商品等に使用する場合は、商品等の詳細(商品名、品目、販売場所
	等)がわかる資料も併せてご提出ください。

- ※1 ご同意いただける場合は、必要に応じて広報等への掲載など、ご協力をお願いする場合があります。
- ※2 ロゴマークのデータは、承認通知書とともに、連絡先に記載のメールアドレスに 送付します。

 (文書記号)第
 号

 年月日

## 農福連携ロゴマーク使用承認通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました農福連携ロゴマークの使用申請については、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

使用目的	
使用方法	
作成(配布)数	
使用期間	
使用場所	
広報等への掲載について	
有償・無償	
ロゴマークのデータ形式	
特記事項	

## 注意事項

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 使用開始に先立ち完成品の写真をメール又は郵送にて提出すること。

【メール】みどり環境局農政推進課 <u>mk-noseisuishin@city.yokohama.lg.jp</u> 【郵送】〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10

みどり環境局農政推進課 宛

- (3) 使用にあたっては、農福連携ロゴマーク使用取扱要綱及び農福連携ロゴマークガイドラインを遵守すること。
- (4) 申請書及び本通知書に記載した内容に変更が生じたときは、再度申請を行うものとする。ただし、イベントの延期等、やむを得ない事情による変更の場合は、横浜市に相談し、再申請の可否について確認すること。

## 農福連携ロゴマーク使用不承認通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました農福連携ロゴマークの使用申請については、下記の事由により不承認することに決定しましたので通知します。

使用不承認の事由
特記事項

(文書記号)第号年月日

# 農福連携ロゴマーク使用承認取消通知書

様

横浜市長

年 月 日に(文書記号)第 号で決定を受けました農福連携ロゴマークの使用承認を下記の事由により、取り消すことを通知します。

使用承認の取消事由
特記事項